

北栄町農地賃借料情報

(令和8年1月)
単位:円

農地区分	細目	適用区域	平均額	最高額	最低額	データ数
田	上	大区画整備田及び給水設備がある田又はこれに準ずる田	10,700	13,000	7,000	213筆
	中	圃場整備された生産力の高い田	7,500	11,000	2,000	279筆
	下	耕作条件が悪く生産性の低い田	実績がありません			
砂丘畑		砂丘畑灌漑施設区域(中北条地区)	10,100	18,000	3,300	161筆
普通畑		圃場整備された区域	7,400	18,000	3,100	212筆

1 令和7年1月から令和7年12月までの間に3年以上の利用権が設定された10アール以上の農地の10アール当たり賃借料です。

2 賃借料は、農地の形状、勾配、地理条件等により双方の合意で決定します。適用区域に示す賃借料を参考にしてください。

◆ご注意ください◆

田畑の転用（農地を住宅用地や駐車場等の農地以外にする行為）や、農地を一時的に使用する行為（臨時の資材置場等）は、農地法による知事の転用許可が必要です。

このような場合は、事前に農業委員会事務局（37-3135）にご相談ください。